

国総建第322号
平成20年3月10日

(社)全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



一定の要件を満たす親会社及び企業集団に属する建設業者に係る
経営事項審査の取扱いについて

建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成20年1月31日国土交通省令第3号)が制定されるとともに、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号(以下「告示」という。)をもって建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされ、同日付け国土交通省国総建第267号をもって建設流通政策審議官より、同269号をもって建設業課長より今般の改正の主要な内容及び取扱いについて通知したところである。今後標記の件については、建設業法、同法に基づく命令及び関連通知によるほか、下記により取扱われたい。

なお、本通知による事務取扱いは、平成20年4月1日から適用する。

記

I. 一定の要件を満たす親会社に係る経営事項審査の取扱いについて

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の4第1項の規定に基づき、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社をいう。以下同じ)である会社(以下「有報提出大会社」という。)については、経営状況に係る審査において、その連結財務諸表をもつて評価されることとなったところである。

有報提出大会社以外の会計監査人設置会社である親会社については、監査証明書の写しを提出することによって、親会社の経営状況の審査にその連結財務諸表を用いることができることとする。この場合において、経営状況の評点は「経営事項審査の事務取扱について(通知)」(平成20年1月31日国総建第269号)記I5-2の連結決算の取扱いについてに準拠して算定する。

II 一定の企業集団に属する建設業者の取扱いについて

告示第二の二の規定により、国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査(以下「連結経審」という。)の取扱いについては、以下の通りとする。

1. 企業集団の認定について

(1) 企業集団に属する会社は、親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関

する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）及びその子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）であるものとする。ただし、子会社については、（3）①、②の要件を満たす子会社の全てを企業集団に含むものとする必要はなく、連結経審を申請する子会社のみが含まれていれば足りるものとする。

- (2) 親会社は会計監査人設置会社であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。
- ① 有価証券報告書提出会社である場合においては、子会社との関係において、財務諸表等規則第8条第4項各号に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - ② 有価証券報告書提出会社以外の場合においては、子会社の議決権の過半数を自己の計算において所有しているものであること。
- (3) 子会社は次に掲げる要件のいずれにも該当する建設業者でなければならない。
- ① 売上高が親会社の提出する連結財務諸表に係る売上高の100分の5以上を占めているものであること。
 - ② 単独で審査した場合の経営状況の評点が、親会社の提出する連結財務諸表を用いて審査した場合の経営状況の評点の3分の2以上であるものであること。

2. 企業集団についての数値の認定について

(1) 審査基準日

原則として連結経審を申請する日の直前の事業年度終了の日とする。

ただし、合併、営業譲渡又は分割を伴う場合については、合併時経審（「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第309号）における合併時経審をいう。以下同じ。）その他の経営事項審査の取扱いに併せて連結経審を受けることができる。

(2) 認定基準

経営状況の評点について、企業集団に属する親会社の連結財務諸表を用いて審査した場合の経営状況の評点を、親会社（親会社が経営事項審査を受審する場合に限る）及び子会社の経営状況の評点として認定する。

3. 認定の申請手続き

(1) 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値の認定（以下「認定」という。）の申請は、別紙1の例により「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定申請書」（以下「申請書」という。）を提出してしなければならない。

なお、申請に当たっては、以下の書類を添付するものとする。

- ① 子会社単独の財務諸表による経営状況分析結果通知書及び親会社の連結財務諸表による経営状況分析結果通知書
- ② 次に掲げるいずれかの書類

- イ 親会社が有価証券報告書提出会社である場合においては、有価証券報告書の写し
 - ロ 親会社が有価証券報告書提出会社以外の場合においては、連結財務諸表、親会社が子会社の議決権の過半数を自己の計算において所有しているものであることを証明する書類及び監査証明書の写し
- (2) 申請書の記載内容は、親会社が承認したものでなければならない。
- (3) 認定の手続きは、国土交通省総合政策局建設業課において行う。
- (4) 国土交通大臣は認定を行ったときは、当該申請者に対して別紙2の例により「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」(以下「認定書」という。)を交付する。

4. 許可行政庁に対する経営事項審査申請等について

- (1) 認定を受けた建設業者は、経営事項審査を受けようするときは、許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事に対して、総合評定値請求書に認定書の写しを添えて、申請する。
- (2) 国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事は、連結経審の結果を通知するときは、総合評定値通知書に「連結経審」と明記する。

別紙1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定申請書

所在
商号 印
代表者

平成20年国土交通省告示第85号第二の二の規定に基づき、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての認定を申請します。

記

1. 企業集団に属する会社

	商号	所在	許可番号
親会社	A社		
連結子会社	B社		00-00000

2. 企業集団に属する建設業者についての数値

	親会社	連結子会社
商号	A社	B社
売上高※		
経営状況の評点※		
持株比率※		
備考		

※親会社の売上高、経営状況の評点は連結財務諸表によるものを記入

※持株比率は親会社が有価証券報告書提出書会社以外である場合に記入

以上

以上の申請内容を承認します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

所在
商号 印
代表者

別紙2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

商号
代表者 様

企業集団及び企業集団についての数値等認定書

国土交通大臣 〇〇 〇〇

平成20年国土交通省告示第85号第二の二の規定に基づき、企業集団及び企業集団としての数値等を、下記の通り認定する。

記

1. 企業集団に属する会社

	商号	所在	許可番号
親会社	A社		
連結子会社	B社		00-00000

2. 企業集団に属する建設業者についての数値

親会社及び連結子会社の経営状況の評点 〇〇〇点

以上